
「専門支援機関の活動における基本的な方針」 の策定について

令和 8 年 7 月

環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



- 1. 専門支援機関の活動における基本的な方針 目次**
- 2. 専門支援機関の目指すべき姿**
- 3. 災害廃棄物対策に係る関係者の役割（案）**
- 4. 専門支援機関の支援の内容**
- 5. 発災時の支援体制と支援の流れ**
- 6. 継続的改善**

1. 専門支援機関の活動における基本的な方針 目次

専門支援機関の活動における基本的な方針 目次

- 「**専門支援機関の活動における基本的な方針**」の策定により、関係者の役割等、これまで推進検討会でご議論いただいた**内容の整理、具体化**を行うとともに、**専門支援機関の関係者や自治体、民間事業者等に対し、専門支援機関の支援内容等について周知し、活用促進を図る。**
- 本方針は、**全ての規模の災害を対象**としたものであるが、そのうち**南海トラフ地震等の大規模災害については、国の代行処理など、他の災害とは対応の前提が異なる部分も含まれることを踏まえ、今後更に検討を進めていく。**

第1 本方針の目的・対象		第3 関係者の役割 P.9～12	
1.目的	専門支援機関が、平時から発災時まで、自治体に対し実効的な支援を行うための基本的な考え方と運用方法を定める	1.関係者の役割	国（本省、地方環境局）、専門支援機関、自治体、事業者・専門家の役割
2.対象となる関係者	国、自治体、民間事業者・関係団体、D.Waste-Net・人材バンク、その他関係者	2.民間事業者との連携	民間事業者との役割分担、連携方針
3.本方針の根拠・位置づけ	法律根拠、策定の前提となる災害規模、策定趣旨等	3.関係機関との連携	関係機関との連携方針（防災庁などの他省庁との連携にあたっての専門支援機関の役割）
第2 専門支援機関とは何か P.5～7		第4 支援の内容 P.13～14	
1.定義	自治体による災害廃棄物処理を実務面から支援し、全国的な知見の蓄積・提供を担う専門組織	1.平時	計画策定支援、研究開発などを通じて自治体の備えを支援
2.設置の背景	自治体の人材・知見不足等を補い、継続的で安定した支援体制を構築するため設置	2.発災時	被害調査、方針検討等の支援を災害対応フェーズに合わせて実施
3.基本原則	被災自治体の代行機関ではなく、被災自治体が処理主体として役割を果たせるよう支援	第5 支援の流れ P.15～21	
4.専門支援機関が保有する専門性	専門支援機関は災害廃棄物処理や全体調整に関する専門性を備え、実務支援を実施	1.平時	積極的に自治体等を支援
		2.発災時	被害状況や自治体体制等に応じ派遣される現地支援チームの一員として支援
		第6 継続的改善 P.22～23	
		1.継続的改善	支援実績等を検証し、本方針等を継続的に改善

2. 専門支援機関の目指すべき姿

専門支援機関の規定の背景・目指すべき姿

規定の背景

- 仮置場候補地選定等の**平時の備えや発災時の災害廃棄物対応を進めるにあたり、自治体のマンパワー・ノウハウ不足**が大きな課題。そうした状況から、**国が中心となって自治体を支援**してきた。
- 一方で、大雨等の災害増加に伴う被害の広域化・複合化等による**支援負荷の増加**に加え、**長期安定的に災害廃棄物対策に関する経験・専門的知見の集積を行うことが難しく、環境省のみで全ての支援を担うことには限界がある。**
- このため、廃棄物処理法の改正により、**災害廃棄物対策に関する国の事務を、専門的知見を有する中間貯蔵・環境安全事業(株) (JESCO) その他の機関【専門支援機関】に委託**できることとした。

専門支援機関の役割と目指すべき姿

< 専門支援機関の役割 >

- **自治体が行う災害廃棄物対策における実務支援による事業推進**

実務支援の具体例

平時：計画の策定等における推計発生量の算定等の検討作業、災害支援協定の締結等における関係者間の調整事務、研修・訓練の実施 等
 発災時：管理システムの提供による進捗管理、被害状況等の現地調査、広域処理調整等における関係者間の調整事務、契約等の事務支援 等

- **国とともに、発災時に必要となる支援（人材、機材等）の全国的な調達体制の構築**
- **これまでの災害のデータ、知見の蓄積・提供と災害廃棄物に関する調査研究及び技術開発による、災害廃棄物対応力の向上・発展**

< 目指すべき姿 >

自治体や国が行う災害廃棄物対策の実務支援を通して、災害廃棄物対策に係る経験・専門的知見の蓄積を行うことで、関係者の意思決定や現場実務を支える
災害廃棄物対応における専門集団となることを目指す。

専門支援機関が保有すべき専門性

- 専門支援機関がその役割を果たすべく、保有すべき専門性は以下のとおり。これらの専門性を活かし、自治体や国が行う災害廃棄物対策の実務支援及び民間事業者・支援自治体等の支援者による効率的かつ効果的な支援の実現のための調整を行う。
 - ✓ 災害廃棄物処理に関する専門性
 - ✓ 調査研究・技術開発に関する専門性
 - ✓ リソース調達・施工監理に関する専門性
 - ✓ 行政事務に関する専門性
 - ✓ 全体調整に関する専門性
- 今後、廃棄物処理のオペレーションに熟知した**廃棄物処理事業者・建設事業者**や**自治体の災害廃棄物対応経験者**などからの採用も含めた**専門人材の確保**を検討していく。

災害廃棄物処理に関する専門性

- ・災害廃棄物処理のプロセス、フローのルールに基づいた適正化能力
- ・計画策定とシミュレーション能力

調査研究・技術開発に関する専門性

- ・データの収集、評価能力
- ・現場実態を踏まえた課題分析能力
- ・処理技術や業務手法の調査、開発能力
- ・社会実装化、知見蓄積・発信能力

これらの専門性を活用し、事業を推進していく全体調整に関する専門性

リソース調達・施工監理に関する専門性

- ・連携ネットワーク構築能力
- ・現場で必要なヒトやモノの調達力
- ・仮置場運営、公費解体工事における施工監理能力
- ・工程管理、品質管理能力

行政事務に関する専門性

- ・発注、契約などの行政手続遂行能力
- ・実務プロセスの標準化、明文化能力

(参考) 専門支援機関を担うJESCOにおける 災害廃棄物対策に係る事業遂行体制

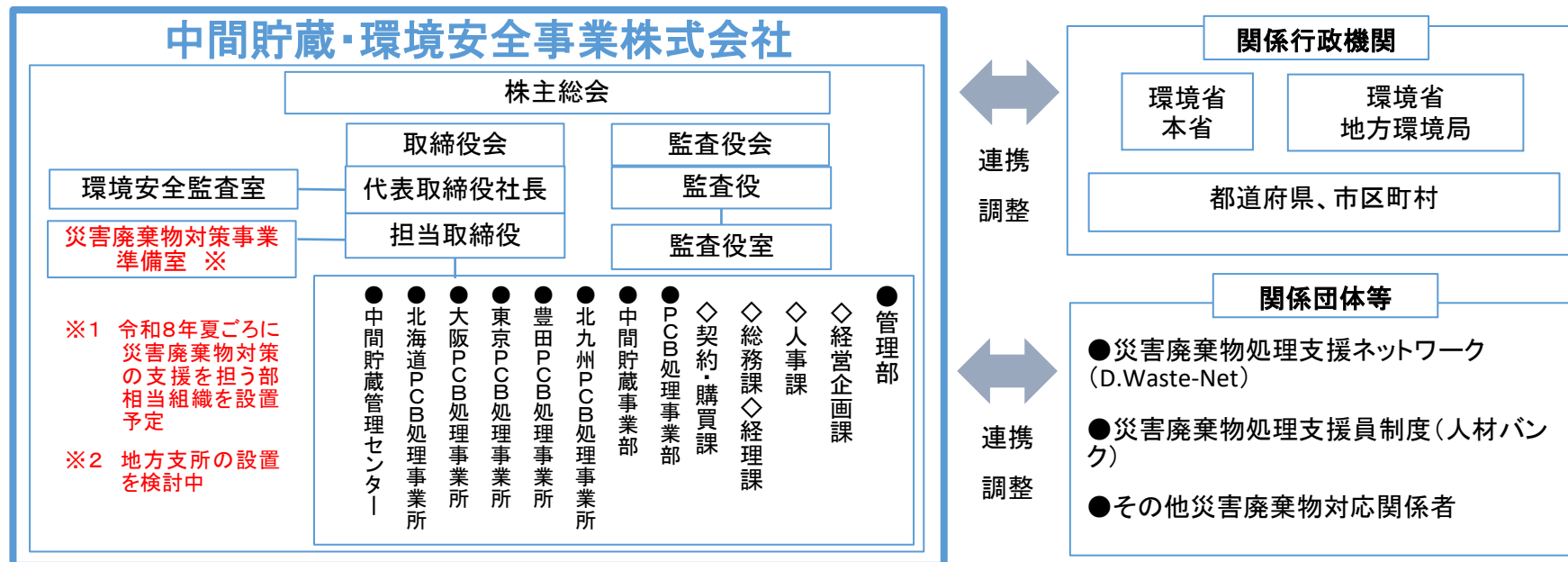
平時

- **令和8年4月より、災害廃棄物対策事業準備室（全18名、うち専任15名）を設置し、本年9月の改正法施行に合わせ、専門支援機関を立ち上げるべく、準備業務を実施中。**今後、改正法施行に合わせ、災害廃棄物対策の支援を担う部相当組織を設置予定。
- 今後担う予定の業務を踏まえながら、環境省では、引き続き必要な人員・予算を確保していくとともに、地域の実情に合わせた平時の支援、発災時の迅速な現地対応が求められるところ、**地方支所の設置も検討**していく。

発災時

- JESCOでは平時の人員を中心として、**社内の他事業部からの応援人員も確保**し、発災時の対応にあたるべく準備中。
- 発災時の応援人員については、平時に研修等を実施し、人材育成を行う。

OJESCOの平時の組織体制



3. 災害廃棄物対策に係る関係者の役割（案）

災害廃棄物対策における関係者の役割（概要）

※廃掃法に基づく基本方針素案

- 平時から発災時まで切れ目なく関係者が有機的に連携し、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理を実現すべく、**廃掃法に基づく基本方針※の改正**を見据え、各主体の役割に専門支援機関を追加し、以下のとおり整理。



国（環境省本省）

司令塔

平時	発災時
・全国共通の対応基盤の整備	・全体統括、進捗管理 ・全国的な支援調整 ・財政支援 ・代行処理

※廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
(平成13年5月環境省告示第34号)



国（環境省地方環境局）

現地支援統括

平時	発災時
・地域ブロックの対応基盤の整備	・被災自治体の支援窓口 ・現地支援統括 ・地域ブロックにおける支援調整



専門支援機関

事業推進役

平時	発災時
・自治体、国が行う一部実務の遂行 ・災害廃棄物対策に係る専門的知見を有する人材の蓄積	・標準ツールの提供、支援体制構築を含む災害廃棄物処理に係る一部実務の遂行 ・経験的知見の蓄積、提供



都道府県

市町村支援・調整役

平時	発災時
・域内市町村の対応基盤の整備を支援 ・広域連携体制の構築	・域内の進捗管理、実行計画策定 ・域内市町村への広域調整等支援 ・事務委託による処理遂行



市町村

処理責任主体

平時	発災時
・施設整備、計画策定、関係者との連携等により、域内の対応基盤を整備	・主体として処理を遂行 ・被災市町村への支援



事業者・専門家

処理実施主体

技術・科学的知見の提供者

平時	発災時
・技術・科学的知見の集積、検証、発信等 ・計画策定等における国・自治体への協力 ・関係者との協力体制構築	・技術・科学的知見等の提供 ・災害廃棄物処理への協力 ・自ら排出した廃棄物の処理

環境省、専門支援機関、自治体、事業者・専門家の役割（詳細）

- **環境省本省が全国レベル、環境省地方環境局が地域ブロックレベル、自治体が地方公共団体レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進める。その中で、専門支援機関が自治体や国の災害廃棄物対策の推進役として調整事務等の実務支援を担い、事業者・専門家が保有する技術・科学的知見等の提供を担うことにより、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できる体制を目指す。**

	環境省本省	環境省地方環境局	専門支援機関	自治体（市町村・都道府県）	事業者・専門家
平時	■全国共通の対応基盤の整備による国全体の対策方針立案 <例> ・制度、マニュアル等の整備 ・研究・技術開発の推進 ・各種支援制度等の整備（D.Waste-Net、人材バンク等）	■地域ブロック単位の対応基盤の整備による地域ブロックにおける広域連携体制の構築 <例> ・地域ブロック行動計画の改定 ・地域ブロック内の災害廃棄物処理計画策定・改定、協定の締結状況等の進捗管理 ・地域ブロック合同訓練・研修等の企画立案・進捗管理	■自治体、国が行う対応基盤整備における一部実務の遂行 <例> ・自治体の災害廃棄物処理計画策定・改定支援 ・協定締結等の広域連携体制構築の支援 ・全国共通の訓練・研修等のプログラム開発、実施	■域内の対応基盤の整備による主体的な処理体制の確立 <例> ・災害廃棄物処理計画の策定・改定 ・災害支援協定の締結等 ・災害廃棄物対策に係る訓練・研修等の実施	■技術、科学的知見等の提供による関係者への協力 <例> ・技術、科学的知見等の集積、検証、発信等 ・自治体等との災害支援協定の締結等 ・地域ブロック協議会、訓練・研修等への参画
発災時	■災害対応の司令塔 <例> ・災害廃棄物処理全体の進捗管理 ・関係機関等への支援要請 ・災害廃棄物処理・廃棄物処理施設復旧等への財政支援 ・代行処理	■被災自治体の支援窓口・現地支援統括 ■地域ブロックにおける広域連携調整 <例> ・発災時に自治体が策定する災害廃棄物処理実行計画の策定方針に係る意思決定支援（広域処理の要否・体制、処理方針、処理期間の設定等） ・地域ブロックでの広域連携処理の要請・調整 ・災害査定	■被災自治体、国が行う一部実務の遂行 ■経験的知見の蓄積、提供 <例> ・被災自治体の被害状況の確認、災害廃棄物発生量推計の算定 ・被災自治体における支援ニーズ把握、人的・技術支援のマッチング・派遣調整 ・被災自治体の災害廃棄物処理に係る発注・契約・施工管理等各種事務支援 ・国の統括支援事務等への支援	■域内の災害廃棄物処理の実施による住民の生活環境の保全 <例> ・被害状況の確認 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・し尿及び生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬、処理、公費解体の実施 ・災害報告書の作成	■技術、科学的知見等の提供による災害廃棄物処理への協力 ■廃棄物の適正処理 <例> ・自治体が行うし尿及び生活ごみ、災害廃棄物の収集・運搬、処理、公費解体への協力による処理遂行 ・自らの事業活動に伴い生じた廃棄物等の適正処理

民間事業者、関係機関との連携

民間事業者との連携

- 専門支援機関は、災害廃棄物対策の推進役として、自治体や国の一部実務を担い、関係者間の調整、保有する知見・システムや標準フォーマットの提供等を通じて、課題解決を促進していく。
- 廃棄物の収集・運搬、処分、公費解体等の災害廃棄物処理の遂行は、従来どおり民間事業者が担うものとする。
- 専門支援機関と民間事業者は平時から相互に連携し、自治体の災害廃棄物対策の実効性向上に向けて、意見交換等を通じてコミュニケーションをとり、事前の備えを進める。
- 発災時には、専門支援機関が現地支援に係る調整業務を担うことで、民間事業者による支援活動との円滑な連携を図り、効率的かつ効果的な支援の実現を目指す。

関係機関との連携

- 災害廃棄物対策においては、防災庁を始めとする関係機関との連携が不可欠である。
- これらの関係機関との調整は、環境省本省を中心に行われるが、地方レベルにおいては、地方環境局が各地方支分部局との調整を行う。
- 専門支援機関は、国（環境省本省・地方環境局）が行うこれらの関係機関との調整にあたって必要となる現場情報の収集・整理等について、国に対し支援を行う。

（参考）発災時の専門支援機関による現場情報の収集・整理等の例

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| ・片付けごみの路上堆積場所、堆積量の調査 | ・水害時の宅地内土砂混じりがれきの発生箇所、発生量の調査 |
| ・職権滅失登記対象建物情報の整理 | ・復興工事におけるコンクリートがらの利用調整 等 |

4. 専門支援機関の支援の内容

平時・発災時の支援の内容

※中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会（第8回）参考資料3より抜粋し、一部加筆

- 平時・発災時の支援を通して得た知見・経験を踏まえ、継続的改善により、支援の質の向上を図っていく。

平時

受援体制の構築に係る支援

- ・災害廃棄物処理計画、災害支援協定に係る技術的助言
- ・研修・訓練パッケージの構築・運営

支援体制の構築

- ・人材バンク、D.Waste-Netの管理・運営
（平時からの契約内容等の調整、受入条件、処理費用等の把握）
- ・危険物、処理困難物の処理支援
- ・契約ひな形等の策定・改定

デジタル支援ツールの整備・運営

- ・災害廃棄物進捗管理システム等の管理・運営
- ・ツール活用のための研修・訓練の運営

知見蓄積、情報発信

- ・これまでの災害のデータ・知見蓄積
- ・広報、情報発信（マニュアル、ひな形の改定等を含む）

災害廃棄物に関する技術的・システムの研究・開発

- ・大規模災害時を想定した災害廃棄物処理システムの合理化

発災時

発災直後～1・2か月程度

発災初期の被害調査・支援ニーズ・規模の把握

- ・初動期現地調査チームの運営

災害廃棄物処理方針検討に係る支援

- ・災害廃棄物処理進捗管理システム等の提供
（ボトルネック、追加的支援ニーズの把握）
- ・災害廃棄物処理実行計画の作成支援

災害廃棄物処理全般に係る各種支援調整

- ・技術的・人的支援のマッチング・調整
- ・発注・契約・施工管理等の各種事務支援

発災1か月後以降～

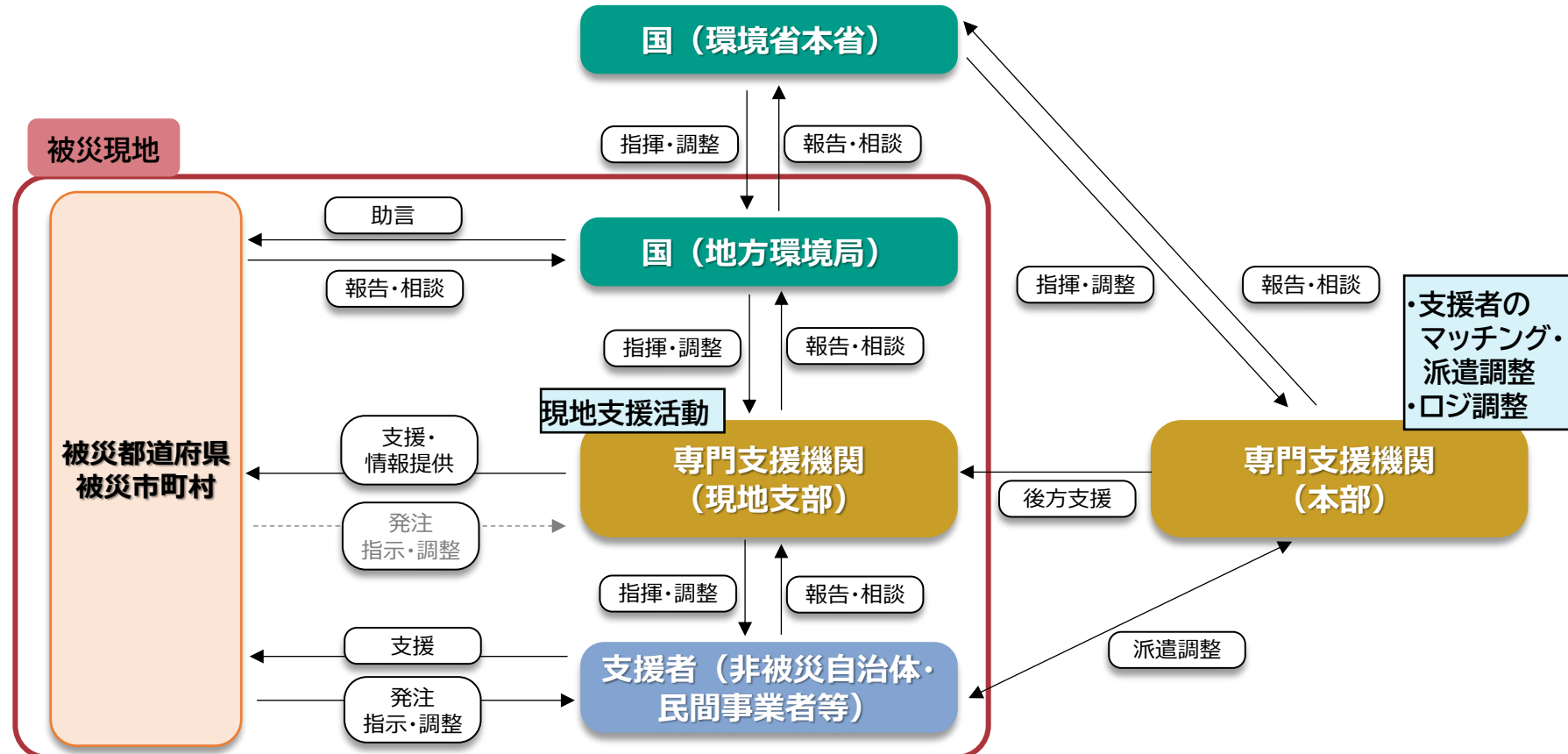
補助金申請業務に係る支援

- ・災害報告書の作成支援

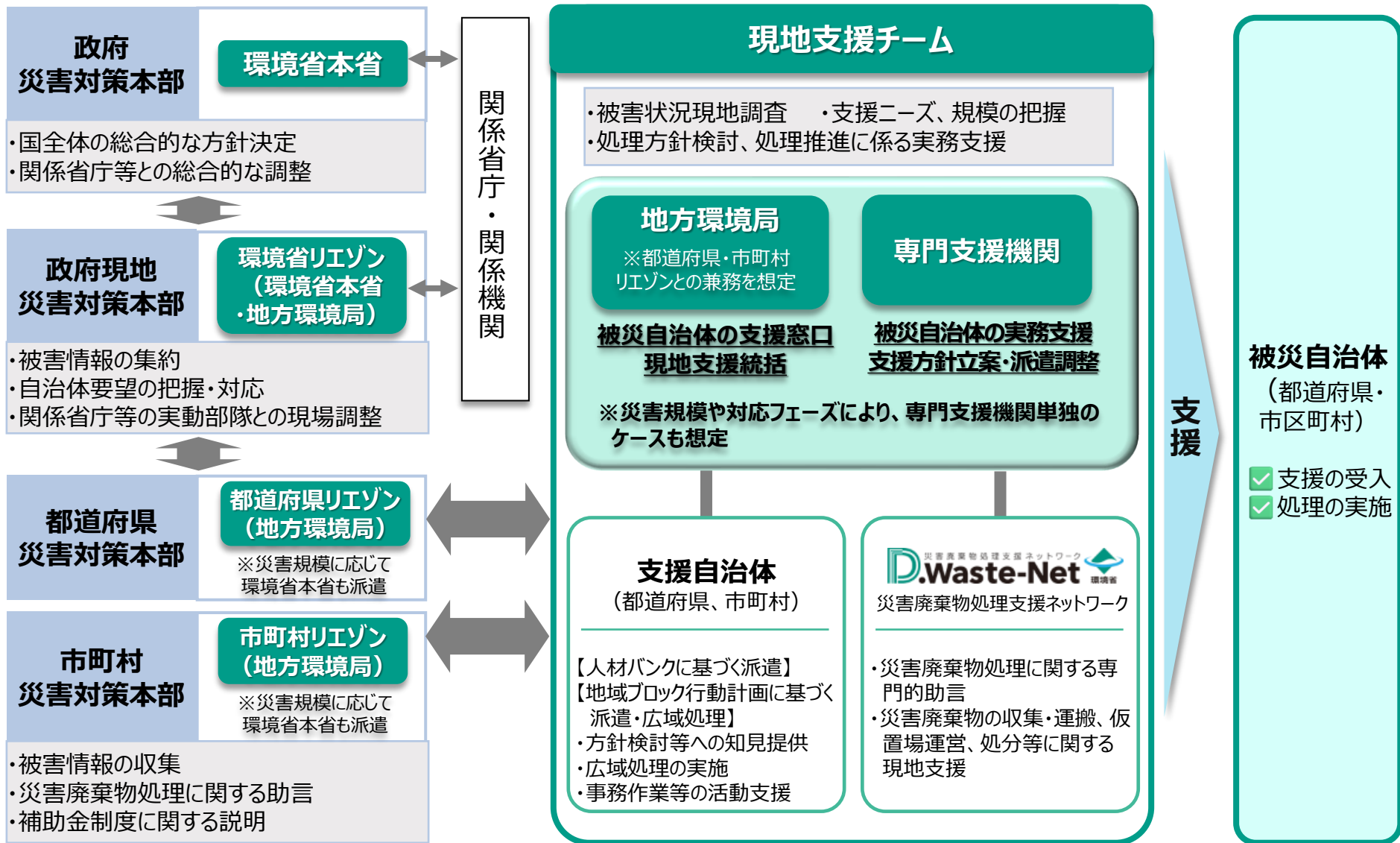
5. 発災時の支援体制と支援の流れ

発災時の国・専門支援機関の支援体制（役割分担、指揮命令系統）

- 環境省本省は**全体統括**として、全体の状況把握及び全国的な調整を担う。
- 環境省地方環境局は、**自治体の支援窓口**として本省・専門支援機関と連携し、地域ブロック内の調整を担う。
また、**現地活動を統括**し、専門支援機関が収集した情報に基づく支援方針を受けて、必要に応じて本省と協議し**支援を実行するとともに、自治体の処理方針への助言**を実施。
- 専門支援機関は、国又は被災自治体の下、**情報収集・分析**及び**意思決定に必要な情報提供、関係者との調整や契約事務支援等の実務を遂行**。



災害廃棄物に関する被災地支援スキーム



現地支援チームの派遣

- **地方環境局、専門支援機関を中心に、D.Waste-Net・人材バンク等の支援者**にて構成する「**現地支援チーム**」を組成し、被災市町村における現地支援にあたる。
- 現地支援チームの構成や人数、派遣期間等は、災害の種類（地震・水害等）、被害規模、災害廃棄物発生量、支援先（市町村・都道府県）等によって異なることから、**後述する災害パターンをベースに、現地支援チームの派遣方針については引き続き検討していく。**

○各自自治体に派遣する現地支援チームの基本構成（案）

支援先や巡回支援する自治体数、被害の程度、事務委託の有無などにより各班の役割・構成が変わることから、今後様々なケースを想定したシミュレーションを行う。

A. チームリーダー（統括・調整）

- ・被災自治体の連絡窓口 ・首長、関係団体・機関との調整

B. 計画班（情報分析・計画立案）

- ・実行計画策定、広域処理・公費解体等の体制構築、事務委託の実施等の中長期的な戦略立案・調整

C. 処理推進班（現場対応）

- ・被害調査、避難所・仮置場等の現地確認
- ・収集・運搬～処理の課題解決、関係者間の調整
- ・進捗管理システムへのデータ収集

D. 総務班（事務・契約支援、ロジ対応）

- ・自治体の契約・発注等の事務支援 ・車両、宿泊確保等のロジ

A. チームリーダー
(地方環境局or専門支援機関)

B. 計画班
(地方環境局and/or専門支援機関)
※Aと兼務することも想定

C. 処理推進班
(専門支援機関)

D. 総務班
(専門支援機関)

DWN・人材バンク等

※上記B～D班の業務内容・業務量に応じ、DWN・人材バンク等に協力を要請

○現地支援チームの派遣フロー（案） ※以下フローは地震の場合を想定

地震・水害など、災害の種類によっても派遣フローが異なることから、過去の支援実績等を踏まえ、廃棄物処理関係者等とも連携して検討を進めていく。

1 地方環境局・専門支援機関の現地派遣（発災当日～翌日）

- ・災害廃棄物の発生が見込まれる場合、地方環境局と専門支援機関が速やかに現地入り。
- ・被害状況や自治体の対応体制を勘案し、**現地支援チームの派遣要否を判断。（プッシュ型）**
- ・被災自治体からの支援要請があった場合、**支援内容やその範囲について、被災自治体と調整。（要請型）**

※災害規模に応じた派遣方針については後述

2 現地支援チーム先遣隊の派遣（～発災3日目 目途）

- ・支援規模把握のための現地調査等を行うべく、国又は専門支援機関から廃棄物処理業者等に対し、先遣隊の派遣を要請。
- ・支援者、資機材等の派遣、確保規模、派遣時期等を調整。

3 現地支援チームによる支援（～発災1・2か月程度）

- ・必要に応じ、追加の支援者、資機材等の派遣、確保を調整。

4 継続派遣要否の判断

- ・現地の被害実態と自治体の発災初期の事務対応状況等を勘案し、地方環境局・専門支援機関にて、継続派遣の要否を判断。

(参考) これまでの災害における災害廃棄物発生量と支援実績 (特定非常災害と令和以降の災害廃棄物量 1 万トン以上かつ環境省からの支援実績有りの災害を抜粋)

災害 種別	災害名	主な被災県	発生 年月	損壊家屋数 [棟]							公費解体実績 [棟]				※公表情報、環境省保有情報により判 明した情報のみ記載		災害廃 棄物量 [万ト ン]	支援実績 ※ 3			
				全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	焼損	計	公費解体	緊急解体	自費解体	計	環境省 (人日)	DWN (人日)		DWN (支援車両 台数)	人材バンク (人日)		
地震	★東日本大震災 ※ 1	岩手県、宮城県、福島県	H23年3月	122,005	283,156	749,732	1,489	9,786	0	1,166,168	岩手県、宮城県、福島 県等 計				約110,000	3,100	(不明)	制度創設前	制度創設前	制度創設前	
	★阪神淡路大震災	兵庫県	H7年1月	104,906	144,274	390,506	0	0	7,574	647,260	兵庫県				108,126	1,500	(不明)	制度創設前	制度創設前	制度創設前	
	★令和 6 年能登半島地震	新潟県、富山県、石川県	R6年1,9月	6,536	23,707	135,545	6	19	0	165,813	43,304	385	2,276	45,965	426	7,781	1,173	1,785台	169		
	★平成28年熊本地震	熊本県	H28年4月	8,657	34,491	155,095	0	0	0	198,243	熊本県				35,675	311	971	1,431	2,850台	制度創設前	
	★新潟県中越地震	新潟県	H16年10月	3,175	13,810	105,682	0	0	0	122,667	新潟県				約17,000	60	(不明)	—	—	制度創設前	
	令和 4 年福島県沖地震	宮城県、福島県	R4年3月	111	1,285	19,048	0	0	0	20,444	福島県				3,063	38	33	—	—	—	
令和 5 年 5 月能登地震	石川県	R5年5月	18	15	706	0	0	0	739	珠州市では公費解体を予定も、 令和 6 年能登地震の影響により全件中止				5.8	21	—	—	2			
水害	★平成30年 7 月豪雨	中国（岡山県、広島県）、四 国（愛媛県）を中心に点在	H30年7月	6,603	10,012	3,457	5,011	13,737	15	38,835	岡山県、広島市、愛媛 県				4,502	190	754	308	2,500台	制度創設前	
	★令和元年台風19号（東 日本台風）	東北（福島県）、関東（茨城 県、栃木県、千葉県）、中部 （長野県）を中心に点在	R1年9～10月	3,650	33,951	107,717	8,256	23,010	0	176,584	福島県、茨城県、栃木 県、千葉県、長野県				5,872	109	2,225	(不明)	835台	制度創設前	
	★令和 2 年 7 月豪雨	九州（福岡県、熊本県、大分 県）を中心に点在	R2年7月	1,627	4,535	2,116	1,741	6,266	0	16,285	熊本県				2,425	42	770	372	1,270台	制度創設前	
	令和 5 年梅雨前線による 大雨等	東北（秋田県）、九州北部を 中心に点在	R5年7月	18	51	175	1592	2557	0	4,393	秋田市				2	7.6	241	123	173台	133	
	令和 3 年 8 月豪雨	広島県、九州北部（福岡県、 佐賀県）を中心に点在	R3年8月	43	1,315	296	1,024	5,531	0	8,209	調査中				7.6	37	4	—	6		
	令和 5 年台風第13号	福島県、茨城県、千葉県	R5年9月	1	0	27	1,856	1,045	0	2,929	調査中				3.0	63	28	—	—		
	令和 4 年 8 月 3 日からの 大雨	東北（青森県、山形県）、北 陸を中心に点在	R4年8月	28	586	337	1,710	4,381	0	7,042	調査中				2.3	86	8	—	23		
	令和 5 年梅雨前線による 大雨及び台風第 2 号	関東（埼玉県）、中部（静岡 県）、近畿（和歌山県）を中 心に点在	R5年6月	13	6	36	2,149	5,841	0	8,045	調査中				2.0	59	—	—	4		
	令和 6 年 7 月 25 日からの 大雨	秋田県、山形県	R6年7月	9	9	12	431	959	0	1,420	山形県				77	1.9	28	—	—	38	
	令和元年 8 月の前線に伴 う大雨	福岡県、佐賀県	R1年8月	88	884	30	816	4,398	0	6,216	調査中				1.4	50	3	—	—		
	令和 3 年 7 月豪雨 ※ 2	中部（静岡県）、中国を中心 に点在	R3年7月	59	115	342	472	2,638	0	3,626	熱海市				21	1.3	118	—	—	2	
	令和 4 年台風第15号	静岡県	R4年9月	6	1,801	1,718	5,195	4,275	0	12,995	222	—	—	222	2.4	73	29	280台	8		

パターン 5
パターン 2
パターン 1
パターン 4
パターン 3
パターン 1

※ 1 津波堆積物 1,100 含む

※ 2 土砂まじりがれきを含む

※ 3 支援実績については、環境省にて把握する実績を掲載したものであり、全ての支援実績を網羅的に集計したものではないことに留意。

○令和 3 年度～令和 6 年度
災害 : 災害廃棄物対策推進検討会で
取り上げた災害
損壊家屋数 : 内閣府の災害情報より引用
災害廃棄物発生量 : 災害廃棄物対策推進検討会資料より引用

○令和 2 年度以前
災害 : 災害等廃棄物処理事業費補助金の
活用実績がある災害
損壊家屋数 : 補助金活用した自治体の被害棟数合計
災害廃棄物発生量 : 補助金活用した災害廃棄物の合計

(参考) 災害の種類・被害規模と災害廃棄物発生量に応じた 現地支援チームの派遣方針(案)

パターン1 (地震・水害) (支援対象が限定的)

市町村における局所的な被害

- 被災した当該市町村に対し、支援チームを「**常駐又は巡回派遣**」

パターン2 (地震) (支援対象が複数)

都道府県内の複数市町村に被害

- 都道府県を派遣拠点**とし、各被災市町村を「**巡回支援**」
- 特に甚大な被害が発生している市町村に対しては「**常駐派遣**」
- 市町村が都道府県に事務委託を行う場合、**都道府県への派遣人員を強化**し、事務委託を行った市町村へ常駐支援している場合には、状況に応じて「**巡回支援**」に移行

パターン3 (水害) (支援対象が複数)

広域的な局所被害

- 地域ブロック単位**で支援チームを派遣し、ブロック内の市町村を「**巡回支援**」
- 特に甚大な被害が発生している市町村に対しては「**常駐派遣**」

パターン4 (水害) (支援対象が多数)

広域的に、複数都道府県・複数市町村に被害

- 地域ブロック単位**で支援チームを派遣し、ブロック内の市町村を「**巡回支援**」
- 特に甚大な被害が発生している都道府県、市町村に対しては「**常駐派遣**」
- 市町村が都道府県に事務委託を行う場合、**都道府県への派遣人員を強化**し、事務委託を行った市町村へ常駐支援している場合には、状況に応じて「**巡回支援**」に移行

パターン5 (地震、津波)

大規模災害

- 国による代行処理など対応の前提が異なるため、別途大規模災害における行動計画を策定し、その中で現地支援チームの派遣方針も整理することを検討

災害 種別	災害名	主な被災県	災害廃 棄物量 [万ト ン]
地震	★東日本大震災	岩手県、宮城県、福島県	3,100
	★阪神淡路大震災	兵庫県	1,500
	★令和6年能登半島地震	新潟県、富山県、石川県	426
	★平成28年熊本地震	熊本県	311
	★新潟県中越地震	新潟県	60
	令和4年福島県沖地震	宮城県、福島県	38
	令和5年5月能登地震	石川県	5.8
水害	★平成30年7月豪雨	中国(岡山県、広島県)、四国(愛媛県)を中心に点在	190
	★令和元年台風19号(東日本台風)	東北(福島県)、関東(茨城県、栃木県、千葉県)、中部(長野県)を中心に点在	109
	★令和2年7月豪雨	九州(福岡県、熊本県、大分県)を中心に点在	42
	令和5年梅雨前線による大雨等	東北(秋田県)、九州北部を中心に点在	7.6
	令和3年8月豪雨	広島県、九州北部(福岡県、佐賀県)を中心に点在	7.6
	令和5年台風第13号	福島県、茨城県、千葉県	3.0
	令和4年8月3日からの大雨	東北(青森県、山形県)、北陸を中心に点在	2.3
	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号	関東(埼玉県)、中部(静岡県)、近畿(和歌山県)を中心に点在	2.0
	令和6年7月25日からの大雨	秋田県、山形県	1.9
	令和元年8月の前線に伴う大雨	福岡県、佐賀県	1.4
	令和3年7月豪雨	中部(静岡県)、中国を中心に点在	1.3
	令和4年台風第15号	静岡県	2.4

パターン5

パターン2

パターン1

パターン4

パターン3

パターン1

被災自治体の受援体制（案）

- 発災時の被災自治体のマンパワー・処理能力不足等に対し、前述の**現地支援チーム**をはじめ、被災自治体が締結する**各種協定に基づく支援や国その他の人的支援制度等**、**外部からの応援の受入が必須**となる。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、**平時から支援要請手順の明確化及び受援体制の構築に関し検討を行うことが重要**。その際、**災害廃棄物処理に係る計画に記載しておくことも有効**。

○発災時の被災自治体における受援体制構築

1 被害、事態の予測、被害状況、職員参集状況の把握

2 受援班（支援受入調整窓口）の設置

- ・庁内関係部署との調整や外部からの支援要請を担う

3 庁内応援、都道府県応援の要請（受援班の体制確保）

- ・庁内災害対策本部に対し、庁内からの応援の必要性を伝える
- ・都道府県と調整し、職員派遣を要請

4 受援対象業務、必要支援量（人数、資機材等）の選定

- ・各業務責任者と支援ニーズを整理。（派遣される場合には）現地支援チームと連携し受援対象業務を決定、支援要請先を選定

5 支援者の受入

- ・執務スペースの確保等に加え、被災状況、収集場所、処理施設の情報などの基本情報を支援者に対し提供

6 受援業務の開始・状況把握

- ・業務実施方針等の調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図る

7 支援の終了・精算

- ・受援業務の進捗状況を踏まえ、支援者等と協議し支援の終了を決定。精算が必要な場合は遅滞なく処理。

現地支援チームの受入

○受援体制構築にあたって、平時からの検討が望ましい事項

組織体制の整備

- ・**災害廃棄物処理に係る庁内対応体制**、指揮命令系統及び受援班の設置、人員確保策を計画する。

受援対象業務の整理

- ・災害廃棄物処理業務のうち、**受援対象業務を選定し、受援対象業務ごとに、支援要請先を整理**する。
- ・様々な支援の枠組みがあることから、**優先する支援要請ルートや遠隔で支援可能な業務等を予め検討**しておくことも必要。

受入環境の確保

- ・執務スペース、通信環境、資機材等のほか、**支援者の活動拠点となる環境を整備**する。

支援者に提供する情報の整理

- ・支援者に提供可能な**宿泊場所、活動拠点及び交通手段に関する情報をリスト化**しておく。
- ・収集運搬体制、処理施設情報、連絡先等、**支援活動に必要な基礎情報をあらかじめ整理**する。

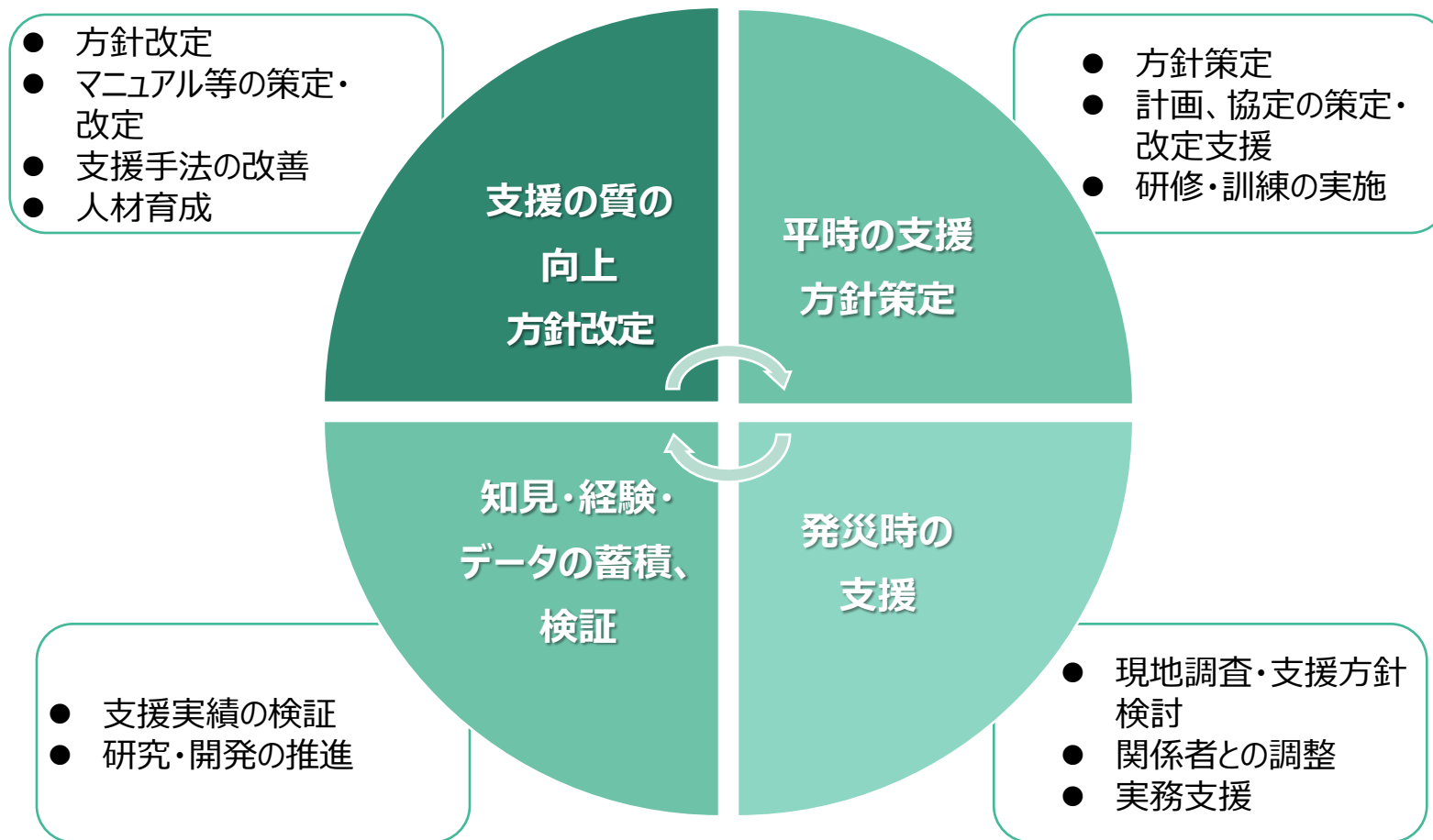
費用負担等の事前調整

- ・協定等を活用し、費用負担の考え方・精算方法等について関係者間で整理する。

6. 繼續的改善

PDCAサイクルに基づく継続的な改善の実施

- 法施行にあたって、本方針に基づき専門支援機関は活動を開始するが、支援実績や今後の各種活動を通して得た知見・経験を踏まえ、**PDCAサイクルを継続的に実施し、支援の質の向上**を図っていく。
- 今後、**災害の種類（地震・水害等）・規模等を踏まえた支援フローのシステム化**に係る検討を進めるとともに、専門支援機関による**支援実施例の提供**、及び**自治体の災害廃棄物対策に資する各種情報提供やマニュアル等の策定・改定**を予定している。



**(参考 1) これまでの特定非常災害における
災害廃棄物の発生量及び処理期間**

これまでの大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間 (特定非常災害に指定された災害の一覧)

災害名	災害 の 種別	発生 年月	建物被害										災害廃 棄物量 [万トン]	処理 期間
			損壊家屋数 [棟]							非住家		計		
			全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	焼損	小計	公共建物	その他			
東日本大震災 (※1)	地震・ 津波	H23年 3月	122,005	283,156	749,732	1,489	9,786		1,166,168	14,527 (※9)	93,869 (※9)	1,274,564	3,100 (津波堆積物 1,100を含む)	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災 (※2)	地震	H7年 1月	104,906	144,274	390,506		7,574		647,260	1,579	40,917	689,756	1,500	約3年
令和 6 年能登半島地震 (※3)	地震 水害	R 6年 1月,9月	6,536	23,707	135,545	6	19		165,813	443	40,852	207,108	442 (※11)	約2年
平成28年熊本地震 (※4) (熊本県)	地震	H28年 4月	8,657	34,491	155,095				198,243	467	12,918	211,628	311	約2年
平成30年 7 月豪雨 (西日本豪雨) (※5) (岡山県,広島県,愛媛県)	水害	H30年 7月	6,603	10,012	3,457	5,011	13,737	火災 (15 件)	38,835	623 (※10)	4,590 (※10)	44,048	190 (※12)	約2年
令和元年台風19号 (東日本台風) (※6)	水害	R1年 9~10月	3,650	33,951	107,717	8,256	23,010		176,584	187	13,784	190,555	109 (※13)	約2.5年
新潟県中越地震 (※7)	地震	H16年 10月	3,175	13,810	105,682				122,667			122,667	60	約3年
令和 2 年 7 月豪雨 (※8)	水害	R2年 7月	1,627	4,535	2,116	1,741	6,266		16,285			16,285	42 (※14)	約2.5年

(※1) 消防庁災害情報の合計 (令和3年3月9日時点)

(※2) 消防庁災害情報の合計 (平成18年5月19日時点)

(※3) 消防庁災害情報の合計 (令和8年3月31日時点)

(※4) 内閣府防災被害報告の合計 (平成31年4月12日時点)

(※5) 主要被災3県の公表値の合計 (平成31年1月9日時点)

(※6) 内閣府防災被害報告の合計 (令和2年4月10日時点)

(※7) 内閣府防災被害報告の合計 (平成21年10月27日時点)

(※8) 消防庁災害情報の合計 (令和3年11月26日時点)

(※9) 消防庁災害情報の合計 (令和6年3月8日時点)

(※10) 消防庁災害情報の合計 (令和元年8月20日時点)

(※11) 主要被災3県 (石川県・富山県・新潟県) の推計値合計

石川県: 災害廃棄物の処理状況 (令和7年7月加速化プラン推計量)

富山県: 富山県からの情報提供に基づく (令和8年3月末時点)

新潟県: 新潟県からの情報提供に基づく (令和8年3月末時点)

(※12) 主要被災3県の合計 (令和3年3月時点)

(※13) 被災自治体からの報告の合計 (令和4年3月末時点)

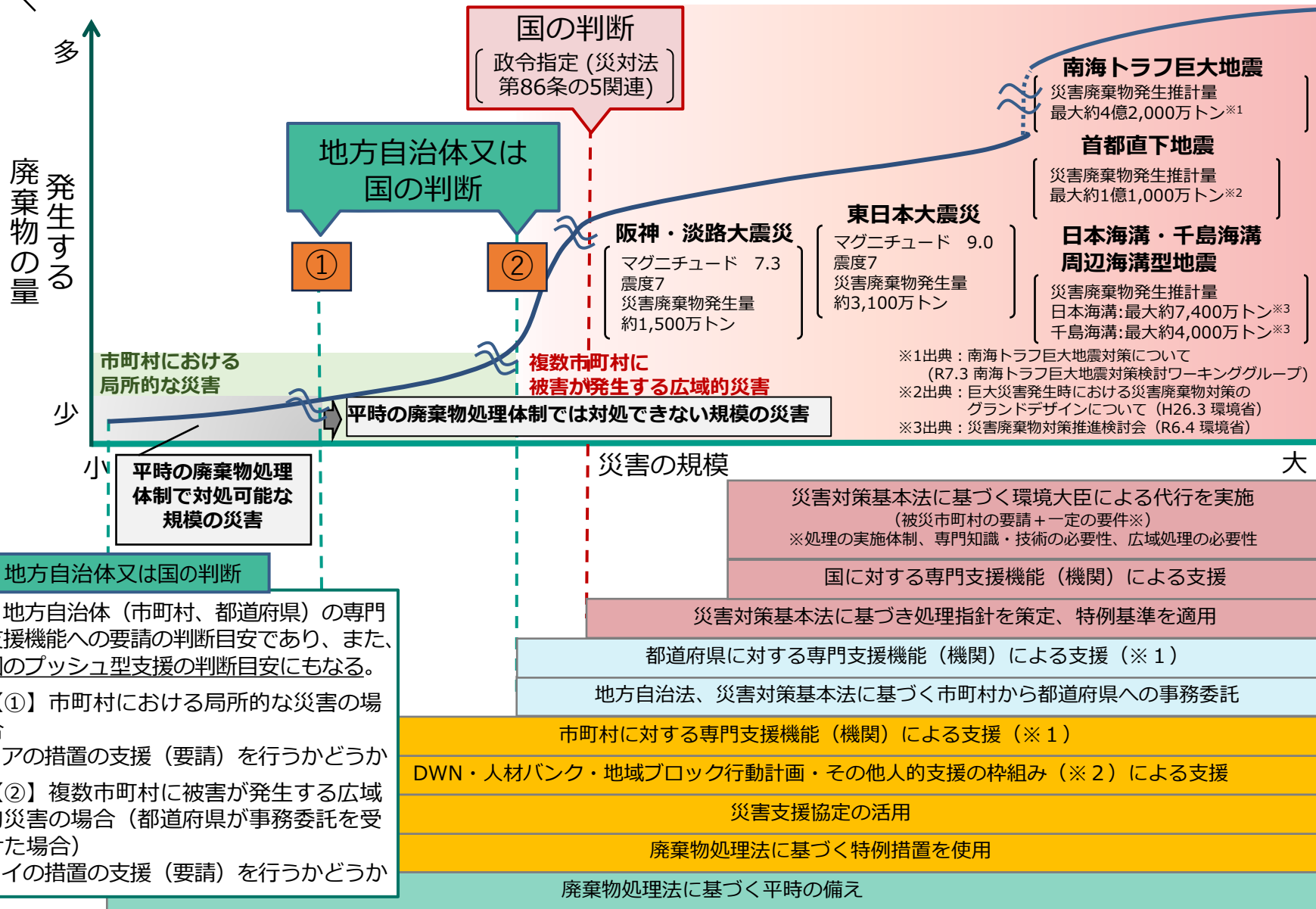
(※14) 被災自治体からの報告の合計 (令和5年2月末時点)

土砂混じりがれきを含む

（参考 2）これまでの推進検討会等における 検討状況

参考：（今後）災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方

※第2回令和7年度災害廃棄物対策推進検討会 資料5「制度的対応の検討状況について」



※1 災害の規模・種類や被災自治体の規模・体制に応じて、市町村ではなく、都道府県に対する専門支援機能（機関）による支援を実施

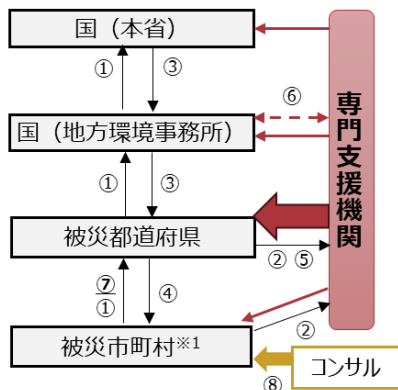
※2 環境省所管以外の支援制度・枠組みを指す（例：中長期職員派遣制度（総務省）、地方三団体や都道府県からの応援）

発災時の支援イメージ（改）

※第3回令和7年度災害廃棄物対策推進検討会 資料3「専門支援機能・機関に係る検討」

パターン2 都道府県内の複数市町村に被害が発生し、都道府県への事務委託が実施される場合
(例：熊本地震)

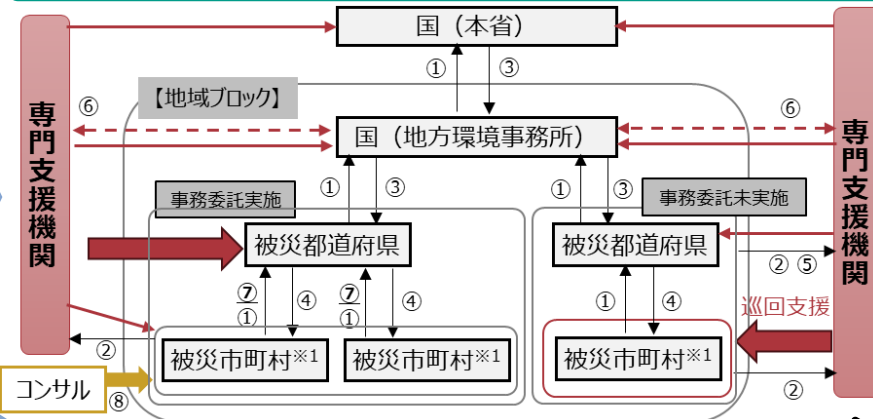
事務委託を受けた被災都道府県へ専門支援機能・機関を派遣し支援



複数の都道府県で被害発生

パターン4 地域ブロック、全国にパターン1、2の被害が広がる場合
(例：平成30年7月豪雨、令和6年能登半島地震)

被災地域ブロックごとに専門支援機能・機関を派遣し、事務委託を受けた被災都道府県を支援・事務委託未実施の被災市町村を巡回支援



①	被害情報の提供
②	支援ニーズ、進捗情報の提供
③	・人的・技術的・財政的支援 ・進捗管理
④	・人的・技術的支援 ・環境省現地支援チーム以外の支援者の調整 ・進捗管理
⑤	支援者情報の共有
⑥	派遣先等について連携して対応
⑦	一部又は全部の市町村業務の事務委託
⑧	現地確認、発注支援、進捗管理支援等

被害範囲

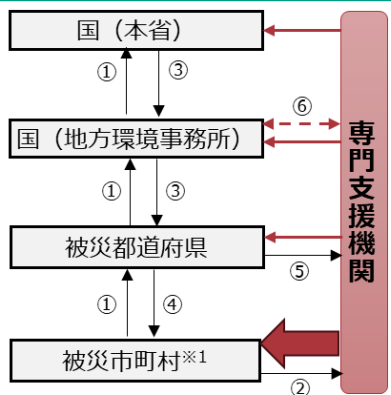
狭い

都道府県内で複数被害発生

複数の都道府県で被害発生

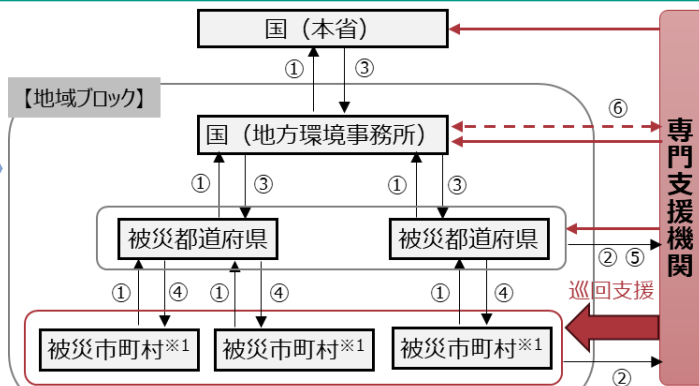
パターン1 市町村における局所的な被害の場合
(例：令和5年能登半島地震における珠州市)

被災市町村へ専門支援機能・機関を派遣し支援



パターン3 地域ブロック、全国にパターン1の被害が広がる場合
(例：令和7年8月から9月の豪雨等及び台風)

被災地域ブロックごとに専門支援機能・機関を派遣し、被災市町村を巡回支援



広い

被害規模

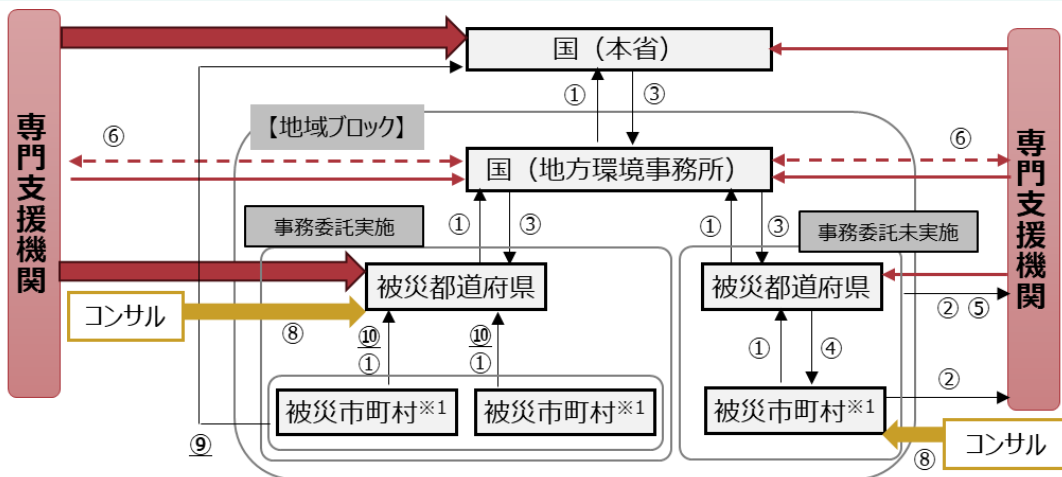
※1 被災市町村には政令市・中核市・特例市を含むが、現在検討中の「(今後)災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方」のうち、「地方自治体又は国の判断」に資する目安の中には、自治体の組織体制や規模を反映することを想定しており、それらを考慮して専門支援機能・機関の支援が行われる。

発災時の支援イメージ（改）②

※第3回令和7年度災害廃棄物対策推進検討会 資料3「専門支援機能・機関に係る検討」

パターン5 環境大臣の代行を含む甚大な被害の場合（例：東日本大震災）

国が行う処理への支援と事務委託を受けた被災都道府県へ専門支援機能・機関を派遣し支援



①	被害情報の提供
②	支援ニーズ、進捗情報の提供
③	・人的・技術的・財政的支援 ・進捗管理
④	・人的・技術的支援 ・環境省現地支援チーム以外の支援者の調整 ・進捗管理
⑤	支援者情報の共有
⑥	派遣先等について連携して対応
⑦	一部又は全部の市町村業務の事務委託
⑧	現地確認、発注支援、進捗管理支援等
⑨	一部又は全部の市町村業務の国代行
⑩	一部の市町村業務の事務委託

段階	発災時の役割	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5
発災直後～	初期現地調査チームの運営	対 市町村への支援	対 都道府県への支援 (都道府県と協議の上、派遣市町村を決定)	対 市町村への支援	対 地域ブロックへの支援 (地域ブロック協議会、都道府県と協議の上、派遣市町村を決定)	対 国への支援 (国の指示で、派遣市町村を決定)
	進捗管理システムの提供・運用	対 国・都道府県・市町村への支援				
	災害廃棄物処理実行計画の作成支援	対 都道府県・市町村への支援				
	技術・人的支援のマッチング・調整	対 市町村への支援	対 都道府県・市町村への支援	対 市町村への支援	対 都道府県・市町村への支援	対 国・都道府県への支援
発災2週間程度～	発注・契約等の事務支援	対 市町村への支援	対 都道府県・市町村への支援	対 市町村への支援	対 都道府県・市町村への支援	対 国・都道府県への支援
発災1か月程度以降	災害報告書の作成支援	対 都道府県・市町村への支援				
	災害廃棄物処理実務支援					対 国への支援